別記第4（第11条関係）

熊本大学不動産使用心得

1　払い込みされた貸付料は原則として返還しませんので、ご注意ください。

2　貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数　に応じ法定利率による延滞金を支払わなければなりません。

3　使用を承認した理由は、以下のいずれかに該当するものです。

　　　イ　公共的な講演会、研究会等のために使用する場合

　　　ロ　公共的なスポーツ大会等のために使用する場合

　　　ハ　その他学長が認める場合

　使用に当たっては、賃貸借物件を申込みの目的以外に使用してはいけません。

4　使用する物件を転貸ししてはいけません。

5　貸付期間が満了したときは、賃貸借物件を原状に回復して返還しなければなり　ません。

6　使用を承認された方の責に帰する事由により、当該物件の全部又は一部を滅失　又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を承認された物件の損害額に　相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、賃貸借物件　を原状回復した場合は、支払う必要はありません。

7　6に掲げる場合のほか、使用を承認された方は、本心得に定める義務を履行し　ないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払　わなければなりません。

8　自家用車等車両の乗入れ駐車は、禁止していますので参加者等に周知してく　　ださい。

9　黒髪キャンパスの赤門(赤煉瓦造りの門)等、国の重要文化財に指定されている建物等は特に、看板を立て掛けたりポスターを貼ったりしてはいけません。

10　終了後は、整理、清掃、消灯、戸締まりの確認を行ってください。

11　使用に当たっては、1～10のほか本学担当職員の指示に従ってください。